

# 決算報告書

第 23 期

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月 31日

三根街づくり 株式会社

佐賀県三養基郡みやき町大字市武

8 4 8 番地 1

# 損 益 計 算 書

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和 3年 3月 31日

三根街づくり 株式会社

(単位：円)

科 目	当 期	前 期	差 額	前期比
<b>【売上高】</b>	20,672,906	22,059,810	△1,386,904	93.7
家賃収入	15,677,302	16,770,210	△1,092,908	93.5
共益費賦課金	4,026,474	4,326,474	△300,000	93.1
その他収入	969,130	963,126	6,004	100.6
<b>【売上原価】</b>	0	0	0	-
売上総利益	20,672,906	22,059,810	△1,386,904	93.7
<b>【販売費及び一般管理費】</b>	21,574,418	19,714,498	1,859,920	109.4
営業損失	△901,512	2,345,312	△3,246,824	0.0
<b>【営業外収益】</b>	24,462	29,062	△4,600	84.2
受取利息割引料	18,435	22,988	△4,553	80.2
雑収入	6,027	6,074	△47	99.2
<b>【営業外費用】</b>	0	0	0	-
経常損失	△877,050	2,374,374	△3,251,424	0.0
<b>【特別利益】</b>	0	0	0	-
<b>【特別損失】</b>	1	0	1	-
固定資産除却損	1	0	1	-
税引前当期純損失	△877,051	2,374,374	△3,251,425	0.0
法人税住民税事業税	2,232,500	2,318,900	△86,400	96.3
当期純損失	△3,109,551	55,474	△3,165,025	0.0

## 販売費及び一般管理費

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和 3年 3月 31日

三根街づくり 株式会社

(単位：円)

科 目	当 期	前 期	差 額	前期比
旅 費 交 通 費	19,092	30,556	△11,464	62.5
広 告 宣 伝 費	16,000	25,260	△9,260	63.3
保 守 管 理 費	2,065,071	2,707,084	△642,013	76.3
委 託 費	640,000	640,000	0	100.0
減 価 償 却 費	6,934,548	5,525,662	1,408,886	125.5
修 繕 費	1,042,110	543,467	498,643	191.8
事 務 用 品 費	34,773	44,853	△10,080	77.5
通 信 費	155,732	208,440	△52,708	74.7
水 道 光 熱 費	3,561,059	2,971,301	589,758	119.8
租 税 公 課	3,379,717	3,466,312	△86,595	97.5
寄 付 金	0	5,000	△5,000	0.0
保 険 料	660,292	401,920	258,372	164.3
消 耗 品 費	19,080	8,932	10,148	213.6
福 利 厚 生 費	0	30,000	△30,000	0.0
法 定 福 利 費	15,698	10,329	5,369	152.0
雑 給	1,034,388	1,034,138	250	100.0
リ ー ス 料	48,500	0	48,500	-
支 払 手 数 料	13,800	11,000	2,800	125.5
清 掃 衛 生 費	1,691,836	1,803,226	△111,390	93.8
諸 会 費	139,000	139,000	0	100.0
会 議 費	1,158	2,730	△1,572	42.4
雑 費	102,564	105,288	△2,724	97.4
販売費・一般管理費	21,574,418	19,714,498	1,859,920	109.4

# 貸借対照表

令和 3年 3月 31日現在

三根街づくり 株式会社

(単位：円)

資産の部				
科 目	当 期	前 期	差 額	前期比
【流動資産】	【 29,321,048 】	【 41,838,704 】	【 △12,517,656 】	70.1
現金・預金	24,427,037	37,820,489	△13,393,452	64.6
前払費用	1,608,288	2,051,280	△442,992	78.4
未収入家賃	2,365,454	1,950,338	415,116	121.3
未収消費税等	899,497	0	899,497	-
未収入金	20,772	16,597	4,175	125.2
【固定資産】	【 333,026,704 】	【 325,211,253 】	【 7,815,451 】	102.4
(有形固定資産)	( 332,673,184 )	( 324,833,613 )	( 7,839,571 )	102.4
建物	106,813,608	111,746,565	△4,932,957	95.6
建物附属設備	19,251,731	6,296,976	12,954,755	305.7
構築物	467,950	610,530	△142,580	76.6
工具器具備品	293,400	333,047	△39,647	88.1
土地	205,846,495	205,846,495	0	100.0
(無形固定資産)	( 343,520 )	( 367,640 )	( △24,120 )	93.4
水道加入金	263,520	287,640	△24,120	91.6
電話加入権	80,000	80,000	0	100.0
(投資その他の資産)	( 10,000 )	( 10,000 )	( 0 )	100.0
入会金	10,000	10,000	0	100.0
資産の部合計	362,347,752	367,049,957	△4,702,205	98.7

# 貸借対照表

令和 3年 3月 31日現在

三根街づくり 株式会社

(単位：円)

負債・純資産の部				
科 目	当 期	前 期	差 額	前期比
<b>【流動負債】</b>	<b>【 2,407,437 】</b>	<b>【 4,000,091 】</b>	<b>【 △1,592,654 】</b>	60.2
未 払 金	1,573,337	1,458,091	115,246	107.9
未 払 消 費 税 等	0	1,098,500	△1,098,500	0.0
未 払 法 人 住 民 税	834,100	1,443,500	△609,400	57.8
負 債 の 部 合 計	2,407,437	4,000,091	△1,592,654	60.2
<b>【株主資本】</b>	<b>【 359,940,315 】</b>	<b>【 363,049,866 】</b>	<b>【 △3,109,551 】</b>	99.1
資 本 金	387,200,000	387,200,000	0	100.0
利 益 剰 余 金	△27,259,685	△24,150,134	△3,109,551	87.1
その他利益剰余金	△27,259,685	△24,150,134	△3,109,551	87.1
繰越利益剰余金	△27,259,685	△24,150,134	△3,109,551	87.1
純 資 産 の 部 合 計	359,940,315	363,049,866	△3,109,551	99.1
負 債 純 資 産 の 部 合 計	362,347,752	367,049,957	△4,702,205	98.7





1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(2) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

3. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 228,944,767円

(2) 無形固定資産の減価償却累計額 96,480円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 7,744株

令和3年4月30日

# 監査報告書

三根街づくり株式会社  
代表取締役 原野 茂 様

三根街づくり株式会社  
監査役 大坪 常嬉



私は、令和3年4月30日に第23期事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、附属明細書）について監査いたしました。監査の結果については、下記のとおりです。

## 記

### 1. 監査の概要

会計監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討し必要な実査、照合及び聴取その他の方法を用いて監査いたしました。

### 2. 監査結果

計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、附属明細書）は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。